

奈良県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、林堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	山本 悦子	葛城市林堂二六五―一
〃	安川 登	〃 一八九
〃	木原 英治	〃 二七四
〃	吉岡 祥博	〃 二七九―一
〃	安川 倭子	〃 二七五
〃	西川 勝行	〃 一八八―一
監事	池之側 一志	〃 一九五―二
〃	吉村 卓巳	〃 二六四

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	山本 悦子	葛城市林堂二六五―一
〃	木原 正隆	〃 二九一―三
〃	木原 英治	〃 二七四
〃	芳岡 君子	〃 三八六―三
〃	倉本 裕紀	〃 二六三
〃	西川 勝行	〃 一八八―一
監事	池之側 一志	〃 一九五―二
〃	吉岡 勝彦	〃 一九五―五